

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 児童生徒支援課	長池 一徳
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題等への総合的な対策の推進	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	262,980

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文) 児童生徒が抱える問題等の改善を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題等の未然防止や早期発見・早期解消につなげるための継続的な支援を行います。		(取組項目) i) いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実 ii) スクールカウンセラー <sup>※1</sup> やスクールソーシャルワーカー <sup>※2</sup> の配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実 iii) 不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実 iv) 学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成 v) 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用 の徹底  ※1 スクールカウンセラー: いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家 ※2 スクールソーシャルワーカー: 児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和4年度の学校内外で相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合については、基準年の実績値は上回ったものの、目標値を下回った。 要因としては、新型コロナウイルス感染拡大により、保健室や別室での対応が困難な事例があったことや、専門的機関等との相談・指導等を拒否したり、児童生徒が引きこもって会うことができなかった家庭があることが考えられる。 今後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を一層工夫するとともに、民間団体等とも連携を図りながら、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に努めていく。
	学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	目標値①	86%	87%	88%	89%	90%	90.0% (R7)	
	実績値②	85.3% (H30)	88.6%	86.7				進捗状況	
	達成率②/①		103%	99%				順調	

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R3目標	R3実績		達成率
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	197,481	131,654	2,337	令和4年度事業の実施状況(令和5年度新規・補正事業は事業内容)  事業対象  スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、心の問題等を抱える児童生徒に対するカウンセリングや保護者及び教職員に対する指導助言を行った。		【活動指標】 スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	402	
				202,285	134,829	2,296		数値目標なし		442	—	
				208,913	139,276	2,315		数値目標なし				
			H13-	—	—	【成果指標】		3.7	3.7	100%		
			児童生徒支援課	—	—	—		公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	3.7	3.7	100%	

取組項目 i ii iii	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	59,733	39,823	2,337	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対し、教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	【活動指標】	54	54	100%	●事業の成果 ・関係機関と連携を図り、児童生徒や保護者等の置かれている環境を改善することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・スクールソーシャルワーカーによる専門的な指導により、不登校や悩みを抱える児童生徒の置かれた環境の改善を図り、目標達成に向け寄与した。			
				60,091	40,063	2,296		【活動指標】	56	56	100%				
				63,641	42,428	2,315		【活動指標】	58						
								【成果指標】	3.9	3.7	94%				
			H20-				【成果指標】	3.9	3.7	94%					
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	3.9						
取組項目 i ii iii	○	3	教育相談事業費	18,658	12,561	3,895	いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談やSNSによる相談を実施するとともに、教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施した。また、解決が困難な法的課題に対しては、弁護士による助言を受けられる機会を設けた。	【活動指標】	7	7	100%	●事業の成果 ・いじめや不登校等の諸課題に関する相談に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。また、学校だけでは解決が困難な事例に対して、弁護士による法的助言を受けることにより、課題解決につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・電話相談窓口への相談から学校での支援につなげるなど、関係機関と連携しながら悩みを抱える児童生徒の支援を行い、目標達成に向け寄与した。			
				19,031	13,466	3,827		【活動指標】	7	6	85%				
				22,555	15,321	3,858		【活動指標】	16						
								【活動指標】	数値目標なし	5	—				
								【活動指標】	数値目標なし	21	—				
								【活動指標】	数値目標なし						
								【成果指標】	数値目標なし	693	—				
								【成果指標】	数値目標なし	778	—				
								【成果指標】	数値目標なし						
						【成果指標】	3.8	4.0	105%						
			【成果指標】	3.8	3.8	100%									
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	3.8						
取組項目 i ii iii	○	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	207	207	1,558	不登校児童生徒等の将来の社会的自立や学校生活への復帰のために、教育庁内にワーキンググループを立ち上げ、現状の共有を図った。また、教育支援センターのあり方についての協議や教育支援センター指導員研修会等の支援を行った。	【活動指標】	数値目標なし	2	—	●事業の成果 ・教育支援センターに通級した児童生徒へ継続的に支援を行い、学校復帰につなげた。また、研修会を通して、不登校児童生徒の支援方法や現状を共有することで、各支援員の資質向上に寄与した。			
				604	604	1,531		【活動指標】	数値目標なし	3	—				
				1,443	1,443	1,543		【活動指標】	数値目標なし						
								【成果指標】	100	100	100%				
			H10-				【成果指標】	100	100	100%					
					児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	100				
		5	未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業				県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、将来の社会的自立に向かう取組を実施する。 県と市町が連携し、市町が実施する不登校対策や支援事業に対し、その必要経費を県が補助する。	【活動指標】						—	
				6,739	6,409	1,543		【活動指標】	10						
								【成果指標】							
					(R5新規)R5-7										
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	100						

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 教職員を対象に不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催し、教職員の資質向上と意識の醸成に取り組むことができた。一方、いじめの認知や組織的対応については、学校間、教職員間で意識に差があり、今後一層の啓発が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き研修会を通して教職員一人一人の資質向上や意識の醸成を図るほか、各学校に対し、いじめ防止基本方針の見直しやいじめ等の問題に迅速かつ組織的に対応できる体制の整備を促していく。</p>
<p>ii スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 スクールカウンセラー(R4:322校)及びスクールソーシャルワーカー(R4:19市町+37県立学校)の配置を拡充したことで、これまで以上にいじめや不登校等の諸課題に対応することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況ではないため、更なる配置の充実や未配置校への支援が必要である。 また、電話、メール、SNSによる相談体制を整備し、様々な悩みに対応したが、児童生徒がいつでも気軽に相談窓口を活用できるよう周知方法をより一層工夫する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充や効率的な配置による相談体制の強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー一人一人の資質向上に取り組む。 また、引き続き各種相談窓口に関する紹介カードを作成・配布するほか、一人一台端末を活用しながら一層の周知に取り組む。</p>
<p>iii 不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 令和4年度に新規に設置した「不登校支援協議会」において、これからの不登校児童生徒への支援の在り方の検討を行った。年3回の協議を経て、教職員一人一人が個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることを目的とする「長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)」を作成した。教職員の不登校支援における資質向上を図り、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、活用を促していく。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 不登校支援協議会において「不登校支援コンセプト」の有効的な活用について検討するとともに、学校現場での活用を促す。 また、「確かな一歩」推進事業についても、各市町に積極的な活用を促していく。</p>
<p>iv 学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、危機管理体制の見直しや関係機関との連携について周知を図り、各学校での取組を支援したことにより意識の醸成につながった。しかし、学校ごとに取組内容に差があることが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き管理職への周知を続けるとともに、他校における見直しや連携協力の事例を共有することで、県内全体の意識の醸成を図る。</p>
<p>v 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 管理職対象の研修会において、ガイドラインやマニュアルの周知を図り各学校での活用を支援したことで、意識の醸成につながった。一方で、それらの内容が各学校の教職員まで十分に行き届いていないことが課題として挙げられる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。</p>

### 4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容		令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業事業名 事業期間 所管課(室)名	※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがない場合は「一」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業 H13- 児童生徒支援課	離島在住スクールカウンセラーの拡充を行い、島外からの通勤旅費を大幅に縮減させ、公立小中学校全校への配置拡充につなげた。また、スクールソーシャルワーカー及びコーディネーターとの合同の研修会を実施することで、学校の教育相談体制の一層の強化に努めた。	⑧	学校では児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。また、人材確保が難しい離島地域について募集を強化し、効果的な配置を図る。	改善
	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業 H20- 児童生徒支援課	拠点校配置方式により配置時間を見直し、市町教育委員会及び県立学校の合計58箇所配置を拡充するとともに、未配置校への派遣事業を強化することができた。また、三者合同の研修会において、スクールカウンセラーやコーディネーターとの共通認識を図り、学校の教育相談体制の一層の連携・強化に努めた。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善

取組項目 ii iii	○	3	教育相談事業費	いじめの積極的な認知や組織的対応について理解を深め、事件事故の未然防止や、問題が発生した際の適切な対応に資するため、各高等学校長を対象に研修会を開催した。「長崎県ケアラー支援条例」が令和5年4月に施行されたことを受け、ヤングケアラーの支援に係る教職員の理解と対応力の資質向上のために研修会を開催した。	②	電話、メール、SNSによる相談事業を引き続き実施し、児童生徒が不安や悩みを相談しやすい環境の整備を進める。また、教職員への研修会を通して、一人一人の教育相談やいじめ対応についての資質向上を図る。その際、研修会の内容についても随時見直しを行い、一層効果的なものになるよう努める。	改善
			—				
			児童生徒支援課				
取組項目 i iii		4	不登校等児童生徒に対する支援事業	令和4年度末に教職員一人一人が個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることを目的として「長崎県不登校支援コンセプト」を作成した。今年度は校内研修等を通して、教職員の不登校支援における資質向上を図り、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、活用を促した。	②	令和5年度の不登校支援協議会での協議内容を踏まえ、不登校児童生徒の将来の社会的自立が促されること、更に教職員一人一人が個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることができる取組を実施する。	改善
			H10-				
			児童生徒支援課				
		5	未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業	R5新規	②⑤⑥	令和5年度の実施状況を踏まえ、事業内容や市町への周知の仕方等を改善していくことで、より多くの不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組ができる事業となるよう努める。	改善
			(R5新規)R5-7				
			児童生徒支援課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点